

枚方市立交北小学校
『いじめ防止基本方針』



令和5年度
枚方市立交北小学校

はじめに

いじめは、人として決して許されない行為です。

いじめは、子どもの心と体に、また、その成長に大きく影響を及ぼす重大な人権侵害事象であり、学校・家庭・地域が一体となり取り組むべき課題です。

そのため、大人は日頃からすべての子どもに愛情を持って接する心を持ち、人間性や正義感を育み、信頼に基づいた良好な関係を構築する中で、いじめを許さない風土づくりを進めていかなければなりません。

このたび、本校は、いじめのない社会の実現をめざすために、学校・家庭・地域における役割を明確にするとともに、それらが連携し、いじめの未然防止を最優先課題として取り組むための「枚方市立交北小学校いじめ防止基本方針」（以下「交北小基本方針」という。）を策定するものです。

本校では、これまでも、いじめ問題の克服に向けた取り組みを推進するため、推進部の生徒指導部・人権教育部が中心となり、いじめ問題に対し、各部が連携して対処してまいりました。また、学校における教育相談体制として、心の教室相談員・家庭教育サポート員の活用や養護教諭等学級担任以外の視点からも子どもたち一人ひとりの声を受け止め、きめ細かな対応を図ってきました。加えて、すべての教職員がいじめ・体罰の防止に取り組むため、平成25年度に枚方市教育委員会より配付された「枚方市生徒指導マニュアル（いじめ防止編・体罰防止編）」を活用し、いじめ・体罰の防止等の一層の充実に取り組んできたところです。

また、新入生に向けては啓発冊子「ストップ!いじめ」及び「いじめ専用ホットライン」案内を毎年配付する等、市の取り組みの活用を行ってきました。

今後、本校では、この「交北小基本方針」に基づき、すべての教職員をはじめ、保護者・地域全体でいじめの克服に取り組む、すべての教育活動において、子どもたちの安心・安全を確保し、市全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない社会、いじめや体罰のない学校づくりを一層進めてまいります。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

◇いじめの基本認識

- ①いじめはどの児童にも、どの学校にも起こりうるものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

1. いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」第2条において、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校において、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと定義する。となっています。本校では、それぞれの行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた子どもの立場に立って行います。

2. いじめの防止等のための基本的な考え方

子どもは人と人とのかかわり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見します。互いを認め合い、だれもが安心できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指してのびのびと生活できます。しかし、ひとたび、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因にもなりかねません。また、子どもたちの中には、集団での過剰な同調や異質を排除しようとする傾向もあります。子どもにとって、いじめは、その健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど深刻な影響を与えるものです。

そこで、誰もが、いじめは児童の尊厳を脅かし、重大な人権侵害であるとの認識を持ち、児童が一人の人格として尊重され、夢と希望を持って、健やかに成長してあげることが、学校・家庭・地域の願いであり、責務であるという認識をしっかりと持つ必要があります。

そのことを踏まえたいじめの防止等のための基本となる考え方を示します。

- 誰もが、いじめはどの子どもにも、どの集団においても起こりうる重大な人権侵害であり、人として決して許されない行為であることを認識しなければなりません。
- 学校は、家庭・地域・関係機関と連携し、いじめのない学校づくりに取り組まなければなりません。
- 保護者は、保護する子どもがいじめを行うことのないように、規範意識を養うための指導等に努めなければなりません。
- 子どもは、自分が大切な存在であることを自覚するとともに、決していじめをしてはならないことを認識しなければなりません。そして、他者に対しては思いやりの心を持って接し、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団の形成に努めなければなりません。
- いじめのない社会を実現するために、市・学校・家庭・地域は、それぞれの立場から、主体的かつ連携して取組を進めなければなりません。

3. いじめの未然防止に向けた役割

(1) 学校の役割

- 子どもたちが安心して学び、豊かな生活を送ることができる学校づくりに努めます。
- 子どもが主体となって、いじめのない人間関係を形成できるよう、子どもを指導・支援していきます。
- いじめはどの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめの早期発見に努めます。
- いじめが発生した際には早期に解決できるよう、教育委員会、家庭、地域、関係機関と連携し、迅速に対応します。
- 校長のリーダーシップのもと、教員一人ひとりの危機意識を高め、いじめや体罰の未然防止に向けた研修や体制の整備に組織的に取り組みます。

(2) 子どもの役割

- 周囲にいじめがあると思われるときには、いじめを受けたと思われる子どもやいじめを行ったと思われる子どもに声をかけるなど、周囲の大人にも積極的に相談します。

(3) 保護者の役割

- 子どものいじめを未然に防止するため、日頃から子どもの話をよく聞き、ささいな変化を見逃さないことが大切です。
- 学校や地域の人々等、子どもを見守っている人々との情報交換やコミュニケーションを図ることも重要です。
- いじめの悩みを聞いたり、いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関に相談または通報することが大切です。

(4) 地域・関係機関の役割

- 地域は、子どもの成長や生活に関心を持ち、いじめの兆候を感じる際には関係する保護者、学校、関係機関等に積極的に情報提供するとともに、連携していじめの未然防止に努めることが重要です。
- 子どもたちの健全育成に関わる諸機関は、その役割を認識し、子どもが健やかに成長することを願い、相互に連携していじめの根絶に努める必要があります。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1. 学校の取組

(1) いじめの防止等の対策のための組織

学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行う組織として、複数の教職員より構成される「いじめ防止対策委員会」を設置します。

この委員会は、「生徒指導部、人権教育部」として日頃からの登下校、校内生活をはじめいじめの問題等、子どもたちの課題に対応するための組織として位置付けており、委員会として、養護教諭や心の教室相談員・家庭教育サポート員の参加を求めることで、さらに効果的な組織となります。

「いじめ防止対策委員会」の役割は、具体的には、

- 「学校基本方針」に基づく取り組みの実施や具体的年間計画の作成の際に中核となる役割
(いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する児童の理解を深めること)
- いじめの相談、通報の窓口としての役割
(アンケート等の早期発見に関すること)
- いじめの疑いに関する情報や子どもたちの問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割 (いじめ防止に関すること)
- いじめに関係のある子どもたちへの事実関係の聴き取り、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割 (いじめ事案の対応)

等です。

また、「いじめ防止対策委員会」は、「学校基本方針」が、P D C Aサイクルにより、当該学校の実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて見直す役割を担います。

< 構成員 >

- 校長 ○ 教頭 ○ 首席 ○ 生活指導主任者 ○ 養護教諭 ○ 他の関係教職員
- SSW サポーター ○ 心の教室相談員 ○ 専門的な知識を有する者 等

< 開催 >

月一回程度の定例会を基本とし、いじめ事案発生時は緊急開催とします。

(2) いじめの防止等に関する取組の具体化に向けて

① いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの集団にも起こりうるということから、学校はいじめの未然防止に向けて、子どもたちが、心の通じ合うコミュニケーション能力を身につけ、規律正しい態度で、授業や行事に主体的に参加し、活躍できるような「わかる授業づくり」や「つながる集団づくり」を行います。

また、子どもたちが自らいじめを自分たちの問題としてとらえ、主体的に話し合う機会をつくることのできるよう、自発的な児童の活動を支援します。

さらに、教職員の言動が子どもたちを傷つけたり、他の子どもによるいじめを助長したりすることがないように、指導のあり方に学校全体で細心の注意を払います。

いじめ防止対策推進法やいじめ防止の取組について、児童・保護者に啓発します。

特に、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように努めます。

- いじめ防止基本方針の共有・実行・見直し（毎年）
- 情報の共有（週末の職員連絡会で報告）
- いじめ対策の学校報告
- 保護者との情報交換
- 関係機関との連携
- 日常的教育相談
 - ・学校アンケートの実施

②早期発見

いじめは大人が気づきにくい時間帯や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が判断しにくい形で行われることが多いことを認識することが重要です。特に昨今は、携帯電話やスマートフォンの普及により、大人に見えにくい状況が進んでいます。

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要です。

このため、日頃から子どもたちの見守りや信頼関係の構築等に努め、子どもたちが示す変化や危険信号を見逃さないよう、アンテナを高く保ち、いじめの早期発見を徹底する観点から、「枚方市生徒指導マニュアル(いじめ防止編)」にあるチェックシート等を活用し、情報を共有するなど具体的な取組を実施します。

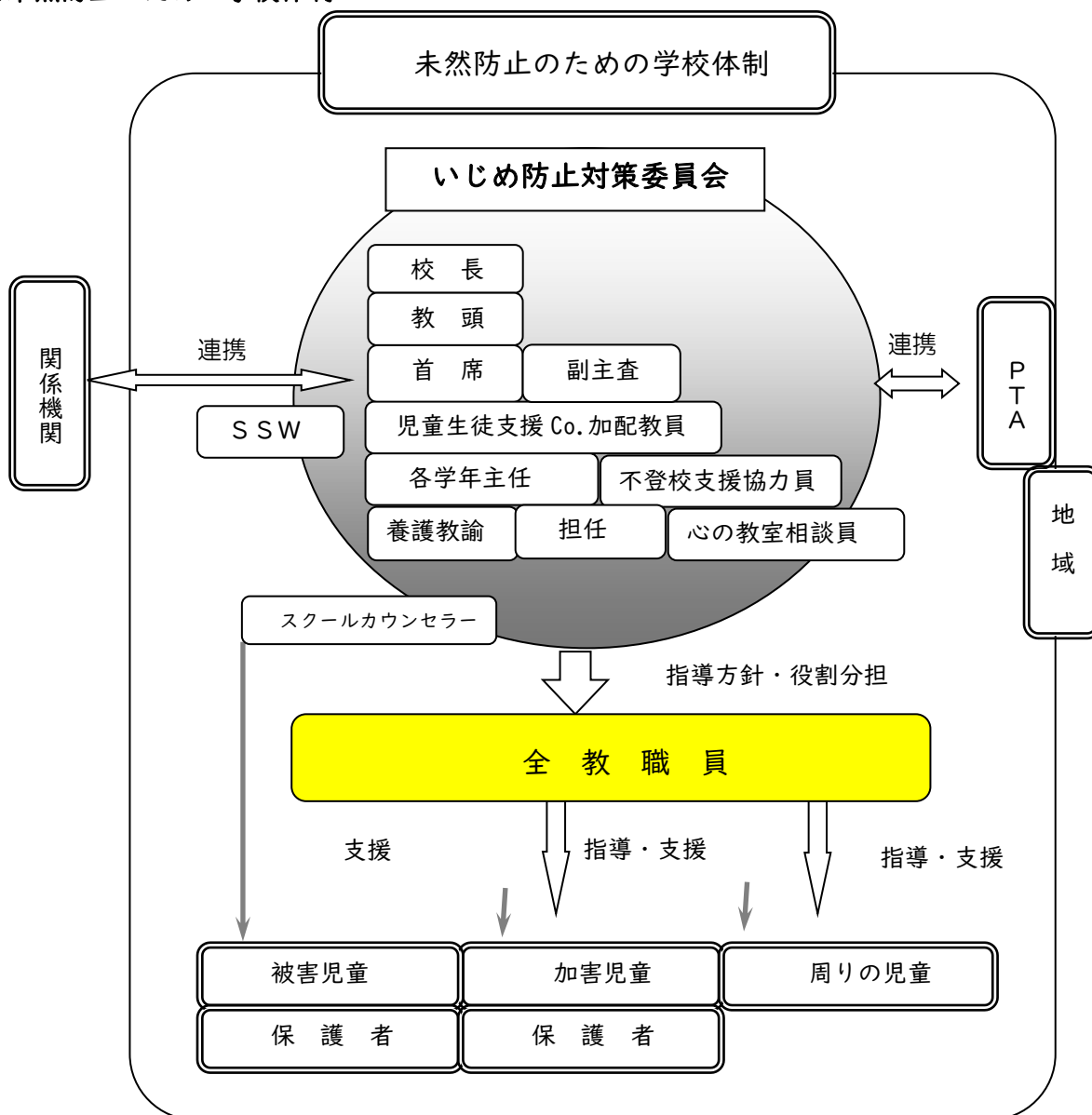
あわせて、学校は相談窓口を明らかにするとともに、アンケート調査等を学期に1回以上実施し、その結果について教育委員会に報告することや教育相談の実施等により、子どもたちがいじめや体罰を訴えやすい体制を整え、子どもたち一人ひとりの実態把握に取り組めます。

- いじめ調査実施（児童対象のいじめアンケート・学級担任による聞き取り調査等）
- いじめ相談体制整備（スクールカウンセラー活用・いじめ相談窓口の設置・周知）
- いじめではないかと感じたときは、休み時間等の児童のつながり把握観察等
- いじめではないかと感じた保護者が相談しやすい環境整備

いじめ相談・通報窓口

- ◇学校⇒教頭・養護教諭・教務主任・生徒指導主任・SSW サポーター・心の教室相談員等
- ◇学校外⇒教育委員会 児童生徒支援室
- ◇いじめの相談や通報の指導⇒いじめ相談窓口の紹介・周知

③未然防止のための学校体制



④いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、「いじめ対策委員会」を中核として事案のレベルを協議し、対応の検討と役割分担を行います。

事案の内容によっては、速やかに関係機関・専門機関等と連携を図ります。

いじめを受けた子どもの安全を確保するとともに、状況や心情を聴き取り、子どもたちの状態に合わせた継続的な心のケアを行います。

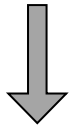
いじめを行った子どもに対しては、当該の子ども的人格の成長のためにも、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導するとともに、状況や心情を聴き取り、継続的に再発防止に向けた適切な指導及び支援を行う必要があります。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組みます。

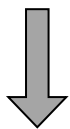
いじめ情報のキャッチ



実態把握

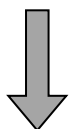


指導体制方針 決定



児童への指導・支援

保護者との連携



適切な情報提供

今後の対応

⇒ 対応チームの立ち上げ(いじめ対策委員会)

- ・当事者双方、周りの児童からの聞き取り
- ・個々の聞き取り
- ・教職員間の情報交流、情報共有
- ・正確に、全体像としての捉え
(誰が誰を、いつどこで、どんな内容でどんな被害か、きっかけは、いつ頃からどれくらいの期間・・・等)

- ・指導のねらいや対策の決定
- ・全教職員の共通理解
- ・対応する教職員とその役割を分担
- ・市教育委員会、関係機関との連携

- ・いじめられた児童の保護
- ・いじめた児童への指導(相手の苦しみ・痛みに思いを寄せる。いじめは許されない行為である。等 人権意識を持たせる)

- ・直接の面談(具体的な対策・協力の要請と今後の連携 等) ⇒被害児童や保護者

- ・継続的な指導、支援(担任、授業担当者、クラブ・委員会担当者、登校班担当者、心の教室相談員、学びング等関係者)
- ・誰もが大切にされる学校づくり

2. 重大事態への対処

(1) 教育委員会または学校による調査

① 調査を要する重大事態

- ア) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。
- イ) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。(年間30日間を目安)
- ウ) 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った。」という申し立てがあった場合。(「いじめ防止対策推進法」より)

② 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告します。

■発見者⇒担任⇒学年主任⇒生徒指導担当者⇒教頭⇒校長⇒教育委員会児童生徒支援室

※緊急時には臨機応変に対応する。必要に応じて警察機関等にも通報する。

教育委員会はその事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかを判断するとともに、重大事態の発生を市長に報告します。

③ 調査の主体

教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や組織を判断し、次の組織で調査を行います。

ア) 学校が主体となる場合

イ) 教育委員会が主体となる場合

④ 調査を行うための組織(学校が主体となる場合)

学校が組織した「いじめ防止対策委員会」が調査を行います。

⑤ 重大事態発生時の初動

- ・ いじめ対策委員会の招集
- ・ 教育委員会児童生徒支援室への報告と連携
- ・ 調査方法(事実の究明)→いじめの状況・いじめのきっかけの聴取
- ・ 事実に基づき聴取：被害者→周囲にいる者→加害者の順
- ・ 警察等関係機関への通報と連携

枚方市 相談窓口

1. いじめ専用ホットライン TEL072-809-7867

いじめに悩んでいる子どもたち、および保護者が対象の電話相談。

月～金の9時～17時（祝日・年末年始を除く）

2. 教育安心ホットライン TEL072-809-2975

幼児・児童・生徒、保護者、教職員等が対象の電話相談。

学校や友だちのこと、困っていることやわからないこと、心配なことは何でも相談。

いじめ、不登校及び発達に関する相談など面談（要予約）にも応じること可。

月～金の9時～17時（祝日・年末年始を除く）

子どもの育ち見守りセンター

TEL050-7102-3221

子育て、親子関係友人関係のことなど、18歳未満の子どもに関する主な相談。

月～金の9時～17時30分（祝日・年末年始を除く）

大阪府 相談窓口

すこやか教育相談（24時間対応）TEL 0120-0-78310

大阪府中央子ども家庭センターTEL 072-828-0161

子どもや家庭についての相談。

月～金の9時～17時45分（祝日・年末年始を除く）